



別記様式第1号（第5条関係）

板倉町許可第5号

許 可 書

住 所 群馬県館林市上三林町乙1592-1

氏 名 株式会社 新栄造園

代表取締役 石川 吉治

令和6年4月23日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条および板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり許可する。

令和6年 5月27日

板倉町長 栗原 実



営業所の所在地及び名称	群馬県館林市上三林町乙1592-1
一般廃棄物処理業者名	株式会社 新栄造園
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（剪定枝、幹、根、刈芝、刈草、落葉、竹）
収集、運搬及び処分の別	収集運搬
営業許可の期間	令和6年5月1日～令和8年4月30日
条 件	別紙のとおり